

第9回 壬生町農業委員会総会 議事録

令和6年3月21日（木）【午前10時00分開会】

1. 開催日時 令和6年3月21日（木）午前10時00分から午前11時03分
2. 開催場所 壬生町役場 101会議室
3. 出席委員 10人
会長 10番 大橋 好一
会長職務代理者 8番 琴寄 成人
委員 1番 早乙女春香 2番 安納 一雄 3番 高橋 宏治 4番 刀川 正己
5番 鯉沼 玲子 6番 大関 孝男 7番 葭葉 孝男 9番 木野内佳代子
4. 参集推進委員
大栗京子推進委員 葭葉進推進委員
5. 議事日程
開 会
議事録署名委員の指名
会議書記の指名
日程第1 会務報告について
日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について
日程第3 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件について
日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件について
日程第5 議案第4号 壬生町農用地利用集積計画の件について
日程第6 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の件について
日程第7 報告第2号 農地法第5条の規定による届出の件について
日程第8 報告第3号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願の件について
日程第9 報告第4号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願の件について
その他 事務連絡
閉 会
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 田中貴子 副主幹兼農地調整係長 宇賀神 尚、 主任 松本ひなた

7. 会議の概要

令和6年3月21日（木）【午前10時00分開会】

- 局長 定刻になりましたので、ただ今より第9回壬生町農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は10名で欠席委員はおりません。また、大栗京子推進委員、葭葉進推進委員にも出席をいただいております。総会開催の定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

- 会長 皆さんおはようございます。朝早く地震がありまして、テレビの放送では県南地区は震度5弱という事です。壬生町は震度4という事で、この庁舎も揺れたようではありますが、耐震設計ですので、安心だったと思います。身の縮まる災害がいつ起こるか分かりませんので、それぞれ備えをしていただければと思います。また、1月の末から地域計画の作成にむけた各地区の座談会が開催され、皆さん、また推進委員の皆さんの協力を得まして、第1回目はすべて終了しました。それぞれ各地域によっていろいろな面があると思います。個人的なご意見もあり、非常に困っている意見もありますが、それぞれ検討しながら、壬生町にとってより良い地図ができるよう農政課と農業委員会事務局と、今後また作成に向けた会議が行われますので、皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。今日も議題いろいろありますが、皆さんに慎重審議していただきますようお願いいたします。よろしくお願いいたします。

- 局長 ありがとうございます。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。

- 議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 議長 それでは、6番 大関 孝男 委員、7番 葭葉 孝男 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記は、事務局職員の 宇賀神 係長を指名いたします。

- 議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をお願いします。

●局長 会務報告を申し上げます。議案書1ページをご覧ください。

2月21日(水) 壬生町再生可能エネルギー農山漁村活性化協議会会議が、役場205会議室で行われ、刀川正己農業委員が出席いたしました。

2月22日(木) 認定農業者協議会視察研修会及び懇親会が行われ、懇親会に大橋好一会長が参加いたしました。

2月27日(火) 上田地区の地域計画策定に係る話し合いを、上田公民館で行い、大関孝男農業委員、廣澤薫推進委員と宇賀神尚係長が出席いたしました。

2月28日(水) 安塚地区の地域計画策定に係る話し合いを、南犬飼地区公民館で行い、高橋宏治農業委員、中川義人推進委員と宇賀神尚係長が出席いたしました。

2月29日(木) 中泉地区の地域計画策定に係る話し合いを、中泉公民館で行い、大関孝男農業委員、佐藤達推進委員と宇賀神尚係長が出席いたしました。

3月1日(金) 上長田地区の地域計画策定に係る話し合いを、上長田公民館で行い、高橋宏治農業委員、中川義人推進委員と宇賀神尚係長が出席いたしました。

3月5日(火) 北小林地区の地域計画策定に係る話し合いを、北小林公民館で行い、刀川正己農業委員、森田栄推進委員と宇賀神尚係長が出席いたしました。

3月7日(木) 助谷地区の地域計画策定に係る話し合いを、助谷公民館で行い、刀川正己農業委員、糸川洋一推進委員と宇賀神尚係長が出席いたしました。

3月12日(火) 国谷地区の地域計画策定に係る話し合いを、国谷公民館で行い、刀川正己農業委員、大栗京子推進委員と宇賀神尚係長が出席いたしました。

3月15日(金) 農地法第5条許可申請に伴う現地調査委員会が、役場205会議室と現地で行われ、鯉沼玲子農業委員、高橋宏治農業委員、刀川正己農業委員、大栗京子推進委員、葭葉進推進委員、事務局より宇賀神尚係長、松本ひなた主任と私が調査いたしました。

以上になります。

○議長 ありがとうございます。ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

○議長 私の方からいいですか。刀川委員が出席いたしました、再生可能エネルギー活性化協議会の内容について、皆さん初めて聞いたので、簡単にどのような内容だったのかを報告してください。

●4番 刀川 正己 委員

電気発電会社で、壬生町では藤井に支店があり、全国で2カ所か3カ所あるようです。それで、山林の間伐材とか倒れた木とかを回収し、燃やして発電をします。将来的には遊休農地などに苗木を植えて、発電に利用したい考えだということです。あと地元地区からは、発電するときに木を燃やすわけですから煙などの被害はどうかという事が藤井地区の委員さんから質問がありました。回答は心配ないとの回答でした。要するに発電するのに油とかを使うのではなくて、バイオマスというか。これからも皆さんの協力を得てやっていきたいという話でした。

○議長 事務局、補足説明はありますか。

●事務局 説明（宇賀神農地調整係長）

会社は、_____という会社で、吾妻工業地域の中でバイオマス発電を行っている会社です。今回、再生可能エネルギー農山漁村活性化という事で、_____を対象とした再生可能エネルギーについての計画を町で作るわけですが、その内容の中に、農村・漁村を活性化するための取り組みを行う事となっております、壬生町は山や漁村がないので、農村の活性化について何か取り組みをとる事で、できることと言えば、現在の耕作放棄地となっているところの、木を買ってもらいバイオマス発電に使うとか、刀川委員おっしゃるとおり遊休化している農地に苗木を植えて、それを基にして発電を行っていく。苗木を植えるにしても、雑草の管理等は適切に行って、農地を借りることになりますが、返すときは伐根までして農地に復元して戻すという条件の下で行っていくという事です。今の時点で相手方の条件に合う土地や、所有者の同意も必要になりますので、やっていくのには課題は多いですが、将来的に会社としてもメリットがあり、町の農地・農村としてもメリットがある取組というのを今後探っていくための協議会になり、今回、刀川委員に農政特別委員会の委員長という事で委嘱させていただいた状況です。

○議長 ありがとうございます。若干、農地に関わる部分があるという事で、農業委員の方も出席という形になったわけですが、今後、町や会社の計画が具体化され、実施されてくるのでしようけれども、会議は年に数回でしようから、よろしくお願ひいたします。

○議長 それでは、以上で日程第1の会務報告を終わります。

○議長 それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願ひいたします。

●事務局 議案書の朗読と説明（宇賀神農地調整係長）

それでは議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」、第1項からご説明いたします。

第1項

譲渡人 _____（松原）自作地231㌥

譲受人 _____（万町）自作地257㌥ 借受地32㌥

（土地の表示）

壬生町大字七ツ石字_____番 畑 770㎡

交換による所有権移転 稼働9人

第2項

譲渡人 _____（万町）自作地257㌥ 借受地32㌥

譲受人 _____（松原）自作地231㌥

（土地の表示）

壬生町大字七ツ石字_____番 田 595㎡

交換による所有権移転 稼働1人

第3項

譲渡人 _____（西部）自作地185㌥ 借受地11㌥

譲受人 _____（原坪）自作地97㌥ 貸付地87㌥

（土地の表示）

壬生町大字羽生田字_____番 田 648㎡

交換による所有権移転 稼働1人

第4項

譲渡人 _____ (原坪) 自作地 97㎡ 貸付地 87㎡
譲受人 _____ (西部) 自作地 185㎡ 借受地 11㎡

(土地の表示)

壬生町大字羽生田字 _____ 番 田 615㎡
交換による所有権移転 稼働2人

第5項

譲渡人 _____ (国谷中央) 自作地 83㎡
譲受人 _____ (六美町北部) 自作地 3㎡ 借受地 48㎡

(土地の表示)

壬生町大字国谷字 _____ 番 畑 961㎡
壬生町大字国谷字 _____ 番 畑 950㎡
合計 1911㎡
売買による所有権移転 _____ 円 稼働2人

第6項

譲渡人 _____ (中表町) 自作地 58㎡ 貸付地 14㎡
譲受人 _____ (上表町) 自作地 88㎡ 借受地 2㎡

(土地の表示)

壬生町大字壬生乙字 _____ 番 畑 200㎡
売買による所有権移転 _____ 円 稼働1人

第7項

譲渡人 _____ (下表町) 自作地 120㎡ 貸付地 19㎡
譲受人 _____ (上表町) 自作地 88㎡ 借受地 2㎡

(土地の表示)

壬生町大字壬生乙字 _____ 番 田 53㎡
売買による所有権移転 _____ 円 稼働1人

第8項

譲渡人 _____ (六美町北部) 自作地 3㎡ 借受地 48㎡
譲受人 _____ (緑町二丁目) なし

(土地の表示)

壬生町大字壬生丁字 _____ 番 畑 244㎡

30年間の永小作権設定 稼働2人

説明は以上です。

○議長 それでは、第1項案件と第2項案件は交換分合ですので、一括して議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 8番 琴寄 成人 委員

●8番 琴寄 成人 委員（1項及び2項の現地調査の結果並びに補足説明）

議案第1号第1項の案件について報告いたします。去る3月17日、葭葉農業委員、早乙女推進委員とともに、譲渡人_____氏、譲受人_____氏立会いのもと、確認してまいりました。

チェックシートに従い確認いたしました。なんら問題がないという事で、ご報告いたします。

続きまして第2項案件について報告いたします。同じく3月17日、メンバーは同じ、葭葉農業委員、早乙女推進委員と私、譲渡人の_____氏、譲受人の_____氏の立会いのもと、確認してまいりました。チェックシートに基づき確認いたしました。なんら問題がないという事で、ご報告いたします。ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長 ありがとうございます。それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に第2項案件について質疑に入ります。

先ほどの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は、原案のとおり決定いたしました。

- 議長 次に第3項案件と第4項案件も交換分合ですので一括して議題といたします。先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

- 議長 8番 琴寄 成人 委員

●8番 琴寄 成人 委員 (3項及び4項の現地調査の結果並びに補足説明)

第3項案件について報告いたします。3月17日、葭葉農業委員、早乙女推進委員と私、また、譲渡人の_____氏の立会いのもと、確認をしてまいりました。チェックシートにもとづき確認をしてきましたが、何ら問題を生ずる恐れが無いことを確認してまいりました。

続きまして第4項案件について報告いたします。同じく3月17日、葭葉農業委員、早乙女推進委員と私、また、譲受人の_____氏の立会いのもと確認してまいりました。チェックシートにもとづき確認をしてきましたが、何ら問題を生ずる恐れが無いことを確認してまいりました。ご審議の程よろしく申し上げます。

- 議長 ありがとうございます。それでは、第3項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第3項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に第4項案件について質疑に入ります。
先ほどの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第4項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第5項案件を議題といたします。
先ほどの事務局説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 4番 刀川 正己 委員

●4番 刀川 正己 委員 (5項の現地調査の結果並びに補足説明)

第5項案件について報告いたします。去る3月13日に私と木野内農業委員、糸川推進委員で現地確認いたしました。立会人は譲渡人の妻の_____さんです。チェックシートに従いまして確認しましたが、周辺地域との関係も、なんら問題もないことを確認してまいりました。ご審議よろしく申し上げます。

○議長 ありがとうございます。それでは第5項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第5項は原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に第6項案件と第7項案件も、譲受人が同一ですので、一括して議題といたします。

先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 7番 葭葉 孝男 委員

●7番 葭葉 孝男 委員（6項及び7項の現地調査の結果並びに補足説明）

6項と7項は譲受人が同一でありまして、土地も隣接しておりますので、一括して報告します。

これらの案件について去る3月16日に、譲受人 _____氏立会いのもと、安納農業委員、葭葉推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域とに關係について現地確認しましたので報告いたします。チェックシートに従い1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れはなく、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。以上報告いたします。

○議長 ありがとうございました。それでは、第6項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第6項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第7項案件について質疑に入ります。

先ほどの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第7項について

て、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第7項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第8項案件を議題といたします。

先ほどの事務局説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 7番 葭葉 孝男 委員

●7番 葭葉 孝男 委員（8項の現地調査の結果並びに補足説明）

第8項の案件について、去る3月12日 賃貸人 _____氏立会いのもと、高橋農業委員、荒川推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認しましたので報告いたします。チェックシートに従い1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れはなく、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。以上報告いたします

○議長 ありがとうございます。それでは第8項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 2番 安納 委員

●2番 安納 一雄 委員

_____さんは耕作地が無いようなんですが、それでも取得はできるのですか。

●事務局 説明（宇賀神農地調整係長）

令和4年4月から下限面積要件が無くなっておりますので、自作地がなくても適切に農業ができる状況であれば、借りたり、買ったりはできる状況です。補足として、_____さんは_____の社長で、その関係で作物を作ることで賃貸人の_____の弟さんから土地を借りて耕作するという事を聞いております。

○議長 他にご発言ありますか。それでは発言がないようですので採決いたします。議案第1号第8項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第8項は原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

●事務局 議案書の朗読と説明 (宇賀神農地調整係長)

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請の件について」、ご説明いたします。

第1項

申請人 _____ (釜ヶ渕)

(土地の表示)

壬生町大字下稲葉字 _____ 番 田 301㎡

ピアノ教室敷地

この案件については、1月からの継続案件であり、都市計画法の開発許可、事前協議が済んでいないことから許可保留となっております。この度事前協議が完了し、申請受付がされましたので、今回の議案といたしました。現地については1月の現地調査の際に、申請地の一部を宅地利用していることが見受けられましたが、是正が完了しております。現地については特に問題がない状況ですので、今月の現地調査は実施しておりません。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案の通り決定いたしました。本案件

については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に日程第4 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明（宇賀神農地調整係長）

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」、第1項からご説明いたします。

第1項

譲渡人 _____ (安塚二)
譲受人 _____ (六美町北部)
_____ (鹿沼市)

(土地の表示)

壬生町大字安塚字 _____ 番	田	6 6 m ²
壬生町大字安塚字 _____ 番	田	4 2 9 m ²
	合計	4 9 5 m ²

自己用住宅敷地 売買による所有権移転

第2項

譲渡人 _____ (国谷南)
譲受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____ (栃木市)

(土地の表示)

壬生町大字藤井字 _____ 番	畑	1 3 4 0 m ²
------------------	---	------------------------

資材置場 売買による所有権移転

第3項

譲渡人 _____ (旭町)
譲受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____ (大阪府)

(土地の表示)

壬生町大字藤井字 _____ 番	畑	7 8 2 m ²
------------------	---	----------------------

太陽光発電設備敷地 売買による所有権移転

第4項

賃貸人 _____ (宇都宮市)

_____ (上田)

賃借人 _____ (鹿沼市)

(土地の表示)

壬生町大字上田字 _____ 番 畑 1 8 3 9 m²

壬生町大字上田字 _____ 番 畑 2 4 1 3 m²

合計 4 2 5 2 m²

園芸用土採取 1年間の賃借権の設定

第5項

賃貸人 _____ (鹿沼市)

賃借人 株式会社 _____ 代表取締役 _____ (鹿沼市)

(土地の表示)

壬生町大字羽生田字 _____ 番 畑 2 2 7 7 m²

園芸用土採取 1年間の賃借権の設定

第6項

賃貸人 _____ (助谷)

賃借人 有限会社 _____ 取締役 _____ (壬生町)

(土地の表示)

壬生町大字助谷字 _____ 番 畑 2 5 5 1 m²

園芸用土採取 1年間の賃借権の設定

第7項

賃貸人 _____ (国谷中央)

_____ (上新町)

_____ (国谷本田)

賃借人 _____ (上三川町)

(土地の表示)

壬生町大字国谷字 _____ 番 畑 7 8 6 m²

壬生町大字国谷字 _____ 番 畑 7 5 7 m²

壬生町大字国谷字 _____ 番 畑 1 1 0 4 m²

壬生町大字国谷字 _____ 番 畑 1 0 9 7 m²

合計 3 7 4 4 m²

園芸用土採取 1年間の賃借権の設定

第8項

賃貸人 _____ (東原)
賃借人 _____ (芳賀町)

(土地の表示)

壬生町大字福和田字_____番	畑	1 7 3 2 m ²
壬生町大字福和田字_____番	畑	4 3 9 4 m ²
壬生町大字福和田字_____番	畑	7 7 7 m ²
壬生町大字福和田字_____番	畑	5 2 5 m ²
	合計	7 4 2 8 m ²
	のうち	4 9 7 5 m ²

園芸用土採取及び搬出入路 1年間の賃借権の設定

第1項案件について補足いたします。この案件につきましても継続案件になっており、開発許可の事前協議が済んでいない状況から、許可保留としておりましたが、今回、事前協議が完了いたしましたので、今月の議案といたしました。現地については1月に現地調査を行っており、特に問題のない状況でありますので、こちらについても現地調査は行っておりません。

説明は以上になります。

- 議長 ありがとうございます。第1項については、1月に現地調査を行い、保留となった件でございますので、調査委員の調査結果報告を省略して、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑応答なし)

- 議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第3号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

- 議長 続きまして、先ほど事務局の説明に関連して、この件については去る3月15日の調査委員会において調査済みですので、第2項案件について、調査委員長の5番 鯉沼 玲子 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

● 5番 鯉沼 玲子 委員（2項案件について報告）

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、3月15日 金曜日に私と、高橋宏治農業委員、刀川正己農業委員、大栗京子推進委員、葭葉進推進委員、田中貴子事務局長、宇賀神尚係長、松本ひなた主任の8名で調査いたしました。

第2項案件についてご報告します。

申請地は_____から東に約300mに位置する農地で、第2種農地に該当します。

事業計画書によりますと、申請人は_____で土木建設業を生業とする法人であります。今後の事業展開を見据え、現在使用している資材置場では手狭となることを考慮し、土地を探したところ面積も形状も十分である当該地を最適地として選定したとのことです。事業資金は自己資金で対応するため、残高証明書が添付されております。

以上のことから、第2種農地であり、土地選定経過において代替性もないため、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われまので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。先ほどの事務局説明と、ただいまの調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第2項は原案の通り決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて第3項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

● 5 番 鯉沼 玲子 委員（3 項案件について報告）

次に第 3 項案件についてご報告します。

申請地は、_____から東に約 100 m に位置する農地で、第 2 種農地に該当します。

事業計画書によりますと、申請地は適正な面積、日照量を確保することが出来るため当該地を最適地として選定したとのことです。550ワットのパネル128枚、合計出力70.4キロワットの太陽光発電設備を予定しております。なお、事業資金は自己資金で対応するため、残高証明書が添付されております。

以上のことから、第 2 種農地であり、土地選定経過において代替性もないため、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われまので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。先ほどの事務局説明と、ただいまの調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第 3 号第 3 項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第 3 号第 3 項は原案の通り決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて第 4 項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

● 5 番 鯉沼 玲子 委員（4 項案件について報告）

次に第 4 項案件についてご報告します。

申請地は、_____から西に約 50 m に位置する農地で、農振農用地に該当します。

事業計画書によりますと、農地側から 1 m、道路側から 2 m、宅地側から 3 m 確保し、周囲には防護ネット等を施すようになっております。最大 4 m を掘削し、

保安角度を45度取る計画になっております。採取した園芸用土は、鹿沼市内の園芸業者に出荷予定で、埋戻しの用土については自社ストックヤードから調達予定であります。なお、事業資金は自己資金で対応するため、残高証明書が添付されております。

以上のことから、農振農用地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査において保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることにについて厳重に指導し、申請人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。先ほどの事務局説明と、ただいまの調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第4項は原案の通り決定いたしました。本案件については、3月28日開催の、栃木県農業会議常設審議委員会の意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第5項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●5番 鯉沼 玲子 委員(5項案件について報告)

次に第5項案件についてご報告します。

申請地は、 から北に約300mに位置する農地で、農振農用地に該当します。

事業計画書によりますと、農地側から1m、道路側から2m確保し、周囲には防護ネット等を施すようになっております。最大4mを掘削し、保安角度を45度取る計画になっております。採取した園芸用土の販売、また、埋戻し用土の調達については、鹿沼市内の業者を予定しております。なお、事業資金は自己資金で対応するため、残高証明書が添付されております。

以上のことから、農振農用地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査において保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることについて厳重に指導し、申請人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。先ほどの事務局説明と、ただいまの調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第5項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第6項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●5番 鯉沼 玲子 委員(6項案件について報告)

次に第6項案件についてご報告します。

申請地は、_____から東に約300mに位置する農地で、第2種農地に該当します。

事業計画書によりますと、宅地側から3m、道路側から2m、私有地側から1m確保し、周囲には防護ネット等を施すようになっております。最大3.6mを掘削し、保安角度を45度取る計画になっております。採取した園芸用土は、自社で販売する予定で、埋戻し用土については県内公共工事現場から調達予定です。

なお、事業資金は自己資金で対応するため、残高証明書が添付されております。

以上のことから、園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査において保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることについて厳重に指導し、申請人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。先ほどの事務局説明と、ただいまの調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第6項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第7項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●5番 鯉沼 玲子 委員(7項案件について報告)

次に第7項案件についてご報告します。

申請地は、_____から北東に約500mに位置する農地で、農振農用地に該当します。

事業計画書によりますと、道路及び水路側から2m確保し、周囲には防護ネット等を施すようになっております。最大4mを掘削し、保安角度を45度取る計画になっております。採取した園芸用土は、鹿沼市内の園芸業者に出荷予定で、埋戻し用土については、栃木市内の業者から調達予定です。なお、事業資金は自己資金で対応するため、残高証明書が添付されております。

以上のことから、農振農用地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査において保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることにについて厳重に指導し、申請人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。先ほどの事務局説明と、ただいまの調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第7項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第7項は原案の通り決定いたしました。本案件については、3月28日開催の、栃木県農業会議常設審議委員会の意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第8項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●5番 鯉沼 玲子 委員(8項案件について報告)

次に第8項案件についてご報告します。

申請地は、_____から南西に約100mに位置する農地で、農振農用地及び第1種農地に該当します。

事業計画書によりますと、農地側から1m、道路側から2m確保し、周囲には防護ネット等を施すようになっております。最大3.5mを掘削し、保安角度を45度取る計画になっております。採取した園芸用土は、鹿沼市内の園芸業者に出荷予定で、埋戻し用土については県内公共工事現場から調達予定です。なお、事業資金は自己資金で対応するため、残高証明書が添付されております。

以上のことから、農振農用地及び第1種農地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査において保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることにについて嚴重に指導し、申請人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。先ほどの事務局説明と、ただいまの調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第8項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第8項は原案の通り決定いたしました。本案件については、3月28日開催の、栃木県農業会議常設審議委員会の意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、日程第5 議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をお願いいたします。

なお、本案件には所有権移転に、琴寄成人委員の親族が設定人となる案件が含まれております。農業委員会法第31条の規定により、議事参与が制限されません。

琴寄成人委員は、当該事案の議事にあたり退席することになります。それでは改めまして、事務局より説明をお願いします。

●事務局 記載のとおり説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」、利用権設定各筆明細に従いましてご説明いたします。

まず議案書の9ページ、新規・賃借権分について、4件、12筆、面積合計が6,861㎡となっております。

次に議案書10ページ、新規・使用賃借権分について、1件、1筆、面積が1,055㎡となっております。

次に議案書11ページから12ページ、賃借権の再設定分について、10件、27筆、面積合計が52,161㎡となっております。

次に議案書13ページ、使用賃借権の再設定分について、2件、3筆、面積合計が7,716㎡となっております。

次に議案書の14ページから15ページ、一括方式の新規・賃借権分について、5件、15筆、面積合計が46,426㎡となっております。

次に、議案書16ページ、一括方式の新規、使用賃借権分について、2件、4筆、面積が14,436㎡となっております。

最後に所有権移転分について、議案書17ページから18ページ、5件、25筆、面積合計が26,751㎡となっております。

以上各案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしている

考えます。説明は以上です。

○議長 ただいま事務局から説明のありました「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、琴寄成人委員の親族が設定人となる事案を除き、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 3番 高橋宏治委員

●3番 高橋 宏治 委員
質問なのですが、利用権設定はいつまでできるのですか。

●事務局 説明（宇賀神農地調整係長）

利用権設定は来年の3月末までできます。4月からは農地バンクになります。ただ、権利をすでに結んでいるものについては、その期限が満了になるまでは継続できます。

●3番 高橋 宏治 委員
再設定もなくなるわけですか。

●事務局 説明（宇賀神農地調整係長）

再設定もなくなります。

●3番 高橋 宏治 委員
あともう一つ、根拠条文は、農地バンクの方も農業経営基盤強化促進法なので
すか。農地バンク法ではなくて。

●事務局 説明（宇賀神農地調整係長）

それについては後で確認して報告します。

○議長 他にございませんか。それではないようですので、採決いたします。議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、琴寄成人委員の親族が設定人となる事案を除き、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、琴寄成人委員の親族が設定人となる事案を除き、原案のとおり決定いたしました。

○議長 ここで、琴寄成人委員に退席をお願いいたします。

(琴寄委員 退席)

○議長 先ほど事務局から説明のありました「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、琴寄成人委員の親族が設定人となる事案について、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、琴寄成人委員の親族が設定人となる事案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、琴寄成人委員の親族が設定人となる事案について、原案のとおり決定いたしました。

○議長 琴寄成人委員は、席にお戻りください。

(琴寄委員 着席)

○議長 次に日程第6 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の19ページから22ページのとおり12件の届出がございました。

内容については、記載されているとおり、相続による農地の所有権取得に伴

う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

○議長 次に、日程第7 報告第2号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いいたします。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の23ページのとおり5件の届出がございました。

これらについては、市街化区域内の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号は終わります。

○議長 次に、日程第8 報告第3号「農地法第3条の規定による許可処分の取消願の件について」、事務局長より報告事項の説明をお願いいたします。

●局長 記載のとおり報告

報告第3号「農地法第3条の規定による許可処分の取消願の件について」は、議案書の25ページのとおり1件の届出がございました。

内容については記載のとおりで、令和6年2月22日付で、 氏と 氏より、農地法第3条の規定による許可処分の取消願が提出され

たため、同日付で書類を受理いたしました。

この案件は、10月の議案で、3条の許可申請をしましたが、樹木については、伐採後、片付けがされていないという事で、様子を見てからという事だった案件です。その後11月に時効取得について通知があり、総会で審議した件であります。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第3号は終わります。

○議長 次に、日程第9 報告第4号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願の件について」、事務局長より報告事項の説明をお願いいたします。

●局長 記載のとおり報告

報告第4号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願の件について」は、議案書の27ページから28ページのとおり1件の届出がございました。

内容については記載のとおりで、令和6年2月13日付で、_____株式会社と、_____氏、_____氏、_____氏、_____氏より、農地法第5条の規定による許可処分の取消願が提出されたため、同日付で書類を受理いたしました。

○議長 ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 私からいいですか。ここは不法投棄が出たという事で、作業中止という事だったと思うのですが、この後、不法投棄の件というのは、町で何か動くことはあるのですか。

●事務局 説明（宇賀神農地調整係長）

動くことはないです。このまま埋戻して終わりになってしまいます。

○議長 分かりました。他にございませんか。
発言がないようですので、以上で報告第4号は終わります。

○議長 次にその他の件を議題といたします。

●事務局 その他（松本主任）

その他の件について

1, 壬生町農業委員会親睦会、旅行積立、全国農業新聞会計収支状況中間報告
について

2, 令和6年度総会・現地調査予定表について

事務連絡について

1, 令和5年度「情報活動特別功労賞」について

情報活動特別功労賞 第5位 大橋好一 会長

2, 委員報酬上乘せ支給について

3月の委員報酬（4月振込分）に上乘せし振り込む予定

1人当たり月額12,456円（任期により按分）

3, 農業者年金協力員報酬

農業者年金加入促進に対し、報酬1,500円（税抜）を3月29日に
振り込む予定

令和5年度新規加入者 1名 目標人数 2名

4, 名刺作成について

後日、書類を送付するので、必要な方は事務局へ

○議長 他に委員からご発言はありますか。

○議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、第9回壬生町農業委員会総
会を閉会いたします。

【午前11時03分閉会】

会長 大橋 好一

6番 大関 孝男

7番 葭葉 孝男
